

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
48	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務(令和6年度以降)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、住民税非課税世帯等に対する給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分市長

公表日

令和7年9月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務(令和6年度以降)
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 なお、令和5年度以前の事務については、別の評価書によって評価するものである。 (1)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住民税非課税世帯・10万円/世帯支給事務) (2)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯・10万円/世帯支給事務) (3)令和6年度大分市低所得者支援給付金(こども加算・5万円/児童支給事務) (4)令和6年度大分市低所得世帯支援給付金(住民税非課税世帯・3万円/世帯支給事務) (5)令和6年度大分市低所得世帯支援給付金(こども加算・2万円/児童支給事務) (6)令和7年度大分市定額減税補足給付金(不足額給付/定額減税不足額支給事務)
③システムの名称	大分市住民税非課税世帯等臨時特別給付金管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供ができる根拠】 なし(情報提供は行わない) 【照会ができる根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市住民税非課税世帯等臨時特別支援事業実施本部事務局 大分市 企画部 デジタル戦略局 情報政策課
②所属長の役職名	大分市住民税非課税世帯等臨時特別支援事業実施本部事務局長 情報政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市住民税非課税世帯等臨時特別支援事業実施本部事務局 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 電話 097-534-6111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	
[○]適用した	
適用した理由	個人番号利用事務等として定着していない事務であり、事前にしきい値判断の対象人数を確定させることができなかったため。

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月29日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	パスワードによる保護を行い、誰でも閲覧できないよう、制限をかけている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策]		
<選択肢>			
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]		
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員を限定している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月3日	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)表紙 個人のプライバシー等の権利利益保護の宣言	大分市は、住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	大分市は、住民税非課税世帯等に対する給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和7年2月3日	I関連情報 1-②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)。以下「番号利用法」という。の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 なお、令和5年度以前の事務については、別の評価書によって評価するものである。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)。以下「番号利用法」という。の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 なお、令和5年度以前の事務については、別の評価書によって評価するものである。	事前	
令和7年2月3日	IIしきい値判断項目1.対象人数 評価対象の人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満、令和6年12月13日時点	事前	
令和7年2月3日	IIしきい値判断項目2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月6日時点	令和6年12月13日時点	事前	
令和7年9月19日	②事務の概要	(1)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住民税非課税世帯・10万円/世帯支給事務) (2)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯・10万円/世帯支給事務) (3)令和6年度大分市低所得者支援給付金(こども加算・5万円/児童支給事務)	(1)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住民税非課税世帯・10万円/世帯支給事務) (2)令和6年度大分市低所得者支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯・10万円/世帯支給事務) (3)令和6年度大分市低所得者支援給付金(こども加算・5万円/児童支給事務) (4)令和6年度大分市低所得世帯支援給付金(住民税非課税世帯・3万円/世帯支給事務) (5)令和6年度大分市低所得世帯支援給付金(こども加算・2万円/児童支給事務)	事後	
令和7年9月19日	IIしきい値判断項目1.対象人数 いつの時点の計算か	令和6年12月13日時点	令和7年8月29日時点	事後	
令和7年9月19日	IIしきい値判断項目2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年12月13日時点	令和7年8月29日時点	事後	